

(3) 学校給食費の公会計化について

1 現状

本市では、学校給食費は「私会計」として、市内の学校給食私会計団体（9団体）が会計を管理し、学校給食費の徴収・管理業務を行っています。

国においては、中央教育審議会（平成31年1月）及び文部科学省ガイドライン（令和元年7月）において、学校教職員の負担軽減を図るため、学校給食費の公会計化及び地方公共団体による徴収・管理業務を行うことが適切であると示されています。

このため、市では庁内検討委員会を設置し、学校給食費の公会計導入に向けた検討を行ってきました。

※ 「学校給食費の公会計」とは、「公会計制度の導入」及び「徴収・管理を学校でなく、地方公共団体自らの業務として実施」の双方を満たしているものをいう。

2 本市の学校給食費の公会計導入に向けた検討

(1) 公会計導入に伴う効果及びコストについて

ア 主な効果

- ・教職員の負担軽減：業務削減効果が見込まれる。
- ・保護者の利便性の向上及び負担軽減：市内金融機関全ての利用が可能、振替手数料不要になる。
- ・徴収・管理業務の効率化：市担当部署による業務の統一化により、業務の効率化が図られる。

イ コスト

業務量の増加に伴い、確実に業務が執行できる体制が必要。新たにシステムの導入・運用経費等に対するコストが増える。

(2) 公会計導入に伴う主な検討内容

- ・体制整備に向けた準備：条例・規則の制定や保護者説明会の実施、保護者からの学校給食申込書等の受付、システム構築・試運転の業務を想定している。
- ・徴収と未納対応の検討：公会計化後の学校給食費の債権は、地方自治法上の債権として取り扱われる。今後も未納金が発生しないよう庁内の体制を組む必要がある。
- ・喜多方市学校給食基本方針との関係：公会計化後においても、各学校や調理場毎に献立作成し、地場産農産物の利用はできる。

3 検討結果

学校給食の公会計導入については、教職員の負担軽減や保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収管理業務の集約及び効率化等が見込まれることから、以下により進める。

方針 学校給食費を公会計化し、市の業務として徴収・管理業務を実施する。

時期 令和7年4月に導入する。

4 今後のスケジュール

- 令和6年6月 「(仮称)喜多方市学校給食費公会計条例」の公布、施行
公会計化に係る周知 等
- 令和6年7月～ 公会計化に係る保護者説明会、学校給食申込書等書類の受付 等
- 令和7年4月 学校給食費の公会計導入